令和3年5月臨時会 総務政策常任委員会会議録 令和3年5月25日

場 所 第2委員会室

令和3年5月25日(火曜日)

午前10時29分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予 算(第4号)
- ○議案第2号 令和3年度宮崎県一般会計補正予 算(第5号)
- ○報告第1号 専決処分の承認を求めることにつ いて

出席委員(8人)

委	員		長	西	村		賢
副	委	員	長	安	田	厚	生
委			員	星	原		透
委			員	中	野	_	則
委			員	外	Щ		衛
委			員	田	口	雄	二
委			員	井	上	紀代子	
委			員	図	師	博	規

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 松浦直康 総合政策部次長 内 野 浩一朗 (政策推進担当) 総合政策部次長 矢 野 慶 子 (県民生活·文化祭担当) 総合政策課長 大 東 収 総合交通課長 髙 橋 智 彦 国民文化祭・障害者 坂 元 修 一 芸術文化祭課長

総務部

総	務	部	長	告	村	久	人
	務 音 務·市			棧		亮	介
	務 音財務			渡り	人山	武	志
総	務	課	長	佐	藤	彰	宣
財	政	課	長	石	田		渉

事務局職員出席者

議	事	課	主	査	増	本	雄	_
議	事	課	主	事	Щ	本		聡

○西村委員長 それでは、ただいまから総務政 策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本委員会に付託されました議案について、部長の説明を求めます。

〇松浦総合政策部長 おはようございます。総 合政策部でございます。どうぞよろしくお願い いたします。

私からは、今議会に提案をさせていただいております議案の総合政策部に係る部分につきまして概要を御説明いたします。その後、担当課長から予算の内容である事業の中身につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料をお開きい ただきまして、1ページを御覧ください。

議案第1号の令和3年度5月補正予算案でご ざいます。 5億8,546万9,000円の増額補正をお願いして おります。これは新型コロナの感染症対策とし て今後、国文祭などで県外との往来がある際の PCR検査体制を構築いたしますとともに、そ の費用の一部を支援するものでございます。

一般会計の表の一番下の計の欄を御覧ください。

補正後の額は右端のほうでありますが、総額で191億1,574万3,000円となります。

私からは以上でございますが、事業の内容につきまして、担当課長から御説明いたします。 どうぞよろしくお願いいたします。

○大東総合政策課長 それでは、総合政策課の 補正予算(案)について御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。 新規事業、県境往来者PCR検査支援事業で あります。

まず、1の事業の目的・背景でございます。

7月に国民文化祭・全国障害者芸術文化祭が 開催し、今後、県境をまたいだ人の動きが増加 する見込みでありますので、PCR検査を受け やすい環境を整備することで、来県する出演者 をはじめ、仕事や帰省で移動する県民など、県 外との往来が必要な方々の安全、安心の向上を 図るものであります。

次に、2の事業の概要についてでございます。 予算額が5億8,546万9,000円、財源は全額国庫 で、本年度の単年度事業としております。

事業内容といたしましては、下の図を御覧く ださい。

まず、支援の内容とありますが、①にありますように国文祭・芸文祭の参加者などは検査費用を全額補助といたしますほか、②にありますように、公共交通機関を使って往来する方についても全額補助、それ以外の車移動などの方は

2分の1の補助とすることとしております。

これは、一定時間不特定多数の方と利用することとなります公共交通機関利用時の受検を促すとともに、さらに安心感を高めるために補助率を上乗せをするものでございます。

事業の流れといたしましては、その下の事業 スキームという図がありますけれども、基本的 には利用者は申込みシステムを介して事前に申 込みを行いまして、郵送されます検査キットに より検体を検査機関に返送し、来県前に検査結 果の連絡を受けるということで考えております。

ただし、航空機利用の場合は、羽田空港に設置されております空港PCR検査センターで現地検査を受け、翌日に検査結果を受け取ることができるというものであります。

なお、宮崎から東京などへ短期間の出張した 方などの場合は、帰県した後から検体をこの検 査機関に送る流れになると考えております。

また、これらの検査受付窓口などの設置費用 についても、予算を計上しているところでござ います。

3の事業の効果でございます。国民文化祭・ 全国障害者芸術文化祭の出演者等に安心して来 県していただき、また、県民も安心して受入れ ることができるとともに、県外からの帰省客や 県外との往来が必要な県民の方々の安心・安全 が確保されるものと考えております。

説明は以上でございます。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。
- **〇星原委員** 今、説明をいただいたところなんですが、この検査費用というのは、1人当たり 幾らぐらいを想定しているんですか。
- ○大東総合政策課長 空港でのPCR検査センターにつきましては、検査料が1人3,000円と

なっておりまして、郵送の場合は、これはどういった検査機関にお願いするかによりますけれども、今のところ1万円で予算を計上しております。

- ○星原委員 今、説明をいただいたんですが、 その程度で大丈夫なのですね、無料でという範 囲は。
- ○大東総合政策課長 はい、検査料としてはその額で受けられますので、大丈夫だと思います。
- **〇星原委員** とすると、公共交通機関以外が 2 分の1という部分は、この半分でということで いいんですね。
- ○大東総合政策課長 はい、そのように考えて おります。
- **○星原委員** この 5 億8,546万9,000円で大体見 込まれる人数分は足りるという計算になってい るわけですね。
- ○大東総合政策課長 この予算額の積算に当たりまして、基本的には国文祭・芸文祭への参加者の方々で、県外から来られる方々の人数、あとは帰省客の方々の人数を積み上げて、確実に需要が見込まれる人数ということで積算をしております。

ただし、観光客の方とかが、どの程度受検されるかというのは、若干未知数なところがございますけれども、非常に多いということになれば、また新たな対応が必要になってくると思います。

- **〇星原委員** 今回この補正で、この数字が上がってきたんですけれども、6月議会でなくてここで上げた意味が何かあるんですか。
- ○大東総合政策課長 7月の初めから国文祭が スタートいたしますし、その際から往来が増え るということもございますので、それに間に合 うような形で今回の提案とさせていただきまし

た。

- **〇星原委員** ありがとうございます。
- **〇外山委員** この委託先はどういうところを想 定していますか。
- ○大東総合政策課長 いろいろな業者が検査機 関としてはございます。例えば県内で言います と、今読売ジャイアンツの検査をやっていらっ しゃるところもございますので、ここはコンペ という形で公募して委託先を決定したいと考え ております。
- **〇外山委員** これから公募して、決定するわけですね。

もう一点だけいいですかね。2の(4)の無料または低額というのはどういう意味だろうか、 低額というのは。

- ○大東総合政策課長 全額補助の方は無料となりますし、車移動とかの方は半額ということで 低額という表現にしております。
- **〇外山委員** 分かりました、結構です。
- ○図師委員 事業内容、それと効果のところに あるんですが、国文祭・芸文祭の出演者以外の 方も、例えば何月何日から空港、フェリー、J R等利用される方が全部対象となるのでしょう か。
- ○大東総合政策課長 チケットを確保されて、 事前に申込みをされれば、全ての方が検査の対 象ということになります。
- ○図師委員 何月何日からの方が。
- ○大東総合政策課長 スタート時期は、お願いする先との関係もありますので、正確にはまだ申し上げられませんけれども、国文祭に間に合うような形で事業を整え次第、スタートさせたいと考えております。
- **〇図師委員** 国文祭・芸文祭の出演者の方は、 県内の方ももちろん対象になると思うんですが、

それらの方々もやはりウェブサイトでの申込みが必要で、そのウェブサイトに申し込むスキームを市町村へどのように伝えていくのか教えてください。

○大東総合政策課長 今回の事業につきまして は、県外からみえられる方を対象としておりま すので、県内の方は対象とならないと考えてお ります。

○図師委員 このPCR検査の支援事業は、私 は入り口だと思っていまして、ここからつなが る陽性者が出た場合どうするか。また、今言わ れた県外の方が検査対象であれば、その収容施 設については、県外の方も収容できる病院が何 床ぐらいあって、収容施設が何部屋ぐらい確保 できているのか。

ここからつながる全体の対策というのは、部局をまたいで協議が始まっているのでしょうか。 〇大東総合政策課長 まず、県外から来られる際に陽性が判明した場合、航空機の場合は搭乗できないので、例えば東京ですとか、そういったところでの陽性者の対応ということになってまいります。

来られた後に陽性が判明するとなった場合は、 本県の陽性者に対するスキームに沿って、最寄 りのドクターなり保健所での対応といった流れ になってまいります。

ただ、国文祭の参加者について、どの程度の 対応となるかということにつきましては、今後、 国文祭やっていく中で十分に検討してまいりた いと考えております。

○図師委員 了解です。

○星原委員 もう一点だけ教えていただきたいんですが、今ワクチン接種が始まっていますが、ワクチン接種2回まで終えた人は、何かそういう証明書を出すことでPCR検査しなくていい

のか、それとも全て検査しようと考えているのか、その辺はどういう考えなんですか。

○大東総合政策課長 今のワクチンを受けた方につきましては、基本的には陽性反応といったものはないであろうと言われているようでございますので、この検査を受ける必要性はないと思います。ただ、ワクチンを打ったからといって陽性にならないというわけではございませんので、御本人の判断ということになりますけれども、検査を受けていただくことは、それはもう否定するものではございません。

〇田口委員 先ほどの話では、県外から来る人 だけということでしたけれども、県内の出演者 に対しては何もしないということなんですか。

○大東総合政策課長 この事業での対応という ことに関して申し上げますと、県内の出演者に 対してPCR検査を事前に全員に行うというこ とは考えておりません。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国 文祭・芸文祭の県内の方々をどうするかという 問題は当然あると思うんですけれども、当然県 内で実施されるイベントにつきましては、これ は国文祭・芸文祭だけではなくて、例えばスポーツ大会も含めていろんなイベントがあるかと 思うんです。そういったイベントに参加される 方がいる中で、国文祭・芸文祭に参加する県内 の方に限ってPCR検査というのは、なかなか 公平性を考えても難しいところはあるのかなと 思っております。

私たちは、この国文祭・芸文祭を開催するに当たって、基本的に考えていることは、政府の基本的対処方針あるいは業種別ガイドラインにのっとって感染防止対策を徹底するということを考えておりまして、昨年度、私ども一部先行して先駆けプログラムという形で34の事業を実

施してきたんですけれども、これも基本的対処 方針、業種別ガイドラインにのっとって、その ルールの中でやってまいりました。県内だから かなり多くの参加者がありましたけれども、感 染者を発生させることなく無事に開催すること ができております。

今回の事業、県外からの参加者ということに しておりますけれども、そういったことを含め て安心をしてもらえる環境をつくっていって、 併せて業種別ガイドライン、感染防止対策を徹 底をして、安心・安全な大会運営を図っていき たいと思っているところです。

○田口委員 今コロナがだんだん下火にはなってきていますけれども、これで完全に終わるということはなかなか考えられませんし、先ほど知事も第5波も考えられるというようなことを話しておりました。仮に今後、増えた場合には延期というのもあり得ないですよね。次は和歌山県ですぐに開催されますし。

延期があるのかないのか、そのときは延期せずに中止していくことになるのか、それも含めて観客等はどのように考えているのか、そこを教えてください。

〇坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、警報レベルごとにそれぞれのイベント開催の可否を判断する基本的な考え方を整理をしております。

例えば、私どもの予定しているイベントの中で、周遊型の旅行企画であるとか、屋内イベント、こういったものは当然緊急事態宣言が発令されるレベル4の場合になれば中止ということになると思っておりますし、屋内を使用するイベントも、レベル4になれば会場が閉鎖される可能性がかなり高いですので、そういった場合も中止することになるのかなと思っております。

会場の収容率なんですけれども、これは政府の基本的対処方針とか業種別ガイドラインにのっとれば、現状でも収容率100%というのは可能になっております。

ただ、やっぱり安心・安全の大会を求める参加者の心理面というところを考慮しました場合、私どもの県の主催事業については、当面は50%でやっていきたいと思っております。

ただ、大会期間が非常に長くて107日間ありますので、例えば後半部分、9月、10月、この頃にある程度感染状況が落ち着いていれば、場合によっては100%入れていくことも可能なのかなと。その辺は感染状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○田口委員 分かりました。事務方の皆さんも もう何年にもわたって準備をしてきているんで しょうし、出演者の皆さんも一生懸命に練習し てきたりしていますので、ぜひ実現することを 願いながら私の質問を終わります。

〇西村委員長 ほかに。関連でもよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、以上をもちまして総 合政策部を終了いたします。執行部の皆さん、 お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時51分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案に ついて、部長の概要説明を求めます。

〇吉村総務部長 総務部です、よろしくお願い いたします。 それでは、本日御審議いただきます議案等に つきまして、お手元の総務政策常任委員会資料 により御説明いたします。

資料をおめくりいただきまして、左側の目次 を御覧ください。

まず、1の予算議案につきましては、令和3 年度5月補正予算案の概要につきまして後ほど 御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、「専決処分の承認を求めることについて」、1件を提出しております。

それでは、右側1ページを御覧ください。

令和3年度5月補正予算案の概要でございます。

今議会に提出しております一般会計の補正予 算案は、2件ございます。

はじめに、議案第1号「令和3年度一般会計 補正予算(第4号)」でございます。

この補正は、全国的な第4波や宮崎市を中心とする県内の感染拡大を踏まえた緊急的な感染症対策に係る経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で46億5,998万2,000円の増額であります。

この補正予算の歳入財源は、国庫支出金46億2,390万7,000円、諸収入3,511万2,000円、繰入金96万3,000円であります。

次に、議案第2号「令和3年度一般会計補正 予算(第5号)」でございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策 に関する都城市と三股町の飲食店等に対する営 業時間短縮要請に伴う協力金及びその影響を受 ける飲食関連事業者等への支援に要する経費に ついて措置するものであり、補正額は、一般会 計で7億3,578万2,000円の増額であります。

この補正予算の歳入財源は、全額国庫支出金

となっております。

これら2件の補正予算案による補正額は合わせて53億9,576万4,000円であり、一般会計の予算規模は6,379億1,414万6,000円となります。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳出の款別一覧でありますが、まず、 議案第1号の列につきまして、款別に主なもの を申し上げますと、1行目の総務費につきまし ては、国文祭・芸文祭に係る来県者や仕事・帰 省など県外との往来を行う県民等の県境をまた いだ移動に当たっての安心を確保するため、帰 県・来県時のPCR検査を支援するための経費 を計上しております。

その下の衛生費は、県内における高齢者への ワクチン接種を早期に完了するため、休日に個 別接種を行う医療機関に対する支援や集団接種 会場で接種を行う医療従事者等に対する支援な ど、市町村のワクチン接種に係る実施体制を強 化するとともに、県による広域的な集団接種の 実施に要する経費などを計上しております。

その下の商工費は、県独自の緊急事態宣言に よる行動要請に伴う影響を受けております県内 全域における全ての業種の中小企業や小規模事 業者に対し、支援金を支給するための経費など を計上しております。

その下の教育費は、全九州高校総体に参加する県内の選手等の県境をまたいだ移動に当たっての安心を確保するため、当該選手等に対してPCR検査を行うための経費を計上しております。

その右側の議案第2号の列につきましては、 款別に申し上げますと、2行目の衛生費につき まして、都城市と三股町における5月21日から 6月10日までの飲食店等に対する営業時間短縮 要請に伴い、市・町と連携して協力金を支給す るための経費を計上しており、その影響を受ける飲食関連事業者等を支援するための経費を、 その下の商工費に計上しております。

予算案の概要については、以上であります。

なお、議案の詳細につきましては、財政課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろ しくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明の全てが終了し た後にお願いいたします。

〇石田財政課長 委員会資料の3ページからお願いをいたします。

議案第1号及び議案第2号の歳入の予算について御説明を申し上げたいと思います。

まず、(1) の総括でございます。表の左から 3列目、太枠で囲んでおりますところの議案第 1号の欄をお願いいたします。

まず、自主財源でありますが、繰入金が96万3,000円、諸収入が3,511万2,000円、中ほど少し下にあります依存財源でございますけれども、国庫支出金が46億2,390万7,000円のいずれも増となっております。

次に、同じ太枠内の議案第2号でございます。 こちらは依存財源のうち全て国庫支出金となっ ておりまして、7億3,578万2,000円の増となっ ております。

これらの補正による歳入合計でございますが、 両議案合わせまして53億9,576万4,000円となっ ておりまして、補正後の一般会計の予算規模、 補正後の欄の一番下にございますとおり、6,379 億1,414万6,000円となっております。

続きまして4ページをお願いいたします。

歳入の科目別の概要を簡単に御説明申し上げ

ます。

まず、一番上の繰入金でございます。議案第 1号におきまして、96万3,000円の増額となって おります。

この内容でございますけれども、PCR検査のための試薬を購入する経費のうち、半分は国で負担をいただきますが、残り半分は法定の県費負担部分と定められておりますことから、この一般財源の所要額について県の貯金に当たります財政調整積立金から取り崩すものでございます。

次に、2段目の諸収入でありますが、議案第 1号におきまして3,511万2,000円の増額となっ ております。

ワクチンの接種は市町村の事務というところで、そのワクチン接種に係る国費については、 市町村に配分されることとなっておりますが、 今回接種を早期に完了させるために県が広域的 な集団接種を実施するに当たりまして、県と市 町村との役割分担の中で、その一部を市町村か ら県に受入れるというところで、この諸収入と いうものは立っております。

次に、一番下の国庫支出金でございます。議 案第1号におきまして、46億2,390万7,000円の 増額となっておりますが、その主なものでござ います。

まず、二重丸の1つ目に書いております国庫 負担金ですが、1億132万2,000円の増額となっ ております。ワクチン接種に係る啓発相談事業 などに係る事業費として国庫負担金を受入れる ことに伴う増額でございます。

次に、二重丸、2つ目の国庫補助金でありますが、45億2,258万5,000円の増額となっております。

まず、総務費国庫補助金につきましては、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金――これは内閣府が所管しているものでありますけれども、これでございます。

先ほど政策の委員会で説明を申し上げました 県境を往来のPCR検査支援ですとか、それか ら市町村のワクチン接種に係る実施体制の強化 などに係る財源として活用することに伴う増額 でございます。

次に、衛生費の国庫補助金につきましては、 自宅療養者に対する健康観察体制確保などに係 る事業費といたしまして、緊急包括支援交付金 ——これは厚労省の所管でございますけれども、 それを受入れることによる増額でございます。

次に、商工費国庫補助金につきましては、県内の宿泊事業者における感染症対策に資する物品の整備ですとか、新たな観光需要を取り込むための取組の支援に係る補助金――これは国交省の観光庁の所管ですけれども、これを受け入れることによる増額となっております。

続きまして、議案第2号につきましては、全額、総務費国庫補助金となっておりまして、財源は、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金となってございます。

都城市及び三股町の飲食店等に対する営業時間短縮要請に関連する事業の財源とするための 増額でございます。

歳入の予算につきましては、以上でございま す。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、御報告を申し上げます。

「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」でございますが、新型コロナに関する宮崎市の飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う協力金及びその影響を受ける飲食関連事業者

等への支援に係る補正について、令和3年5月 4日付で専決処分をしたものでございます。

まず、1の歳入でございますけれども、国庫 支出金が23億7,201万2,000円となっております。

2、歳出でございますが、衛生費で宮崎市の 飲食店等に対する5月3日から23日までの分の 営業時間短縮要請に伴い要請に応じていただい た店舗ごとに期間、売上高等に応じて協力金を 支給するための経費として、22億4,181万円を計 上してございます。

次に、商工費につきましては、この飲食店等への営業時間短縮要請の影響を大きく受ける飲食関連事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給するための経費として1億3,020万2,000円を計上しております。

これらの事業に係る補正予算の総額は、23 億7,201万2,000円となっておりまして、地方自 治法の規定に基づき議会報告を申し上げ、その 承認を求めるものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。
- ○井上委員 ワクチン接種の加速化についてお聞きしたいんですけれど、予算としてこれだけ上げていただくというのは大変いいことだと思うんです。県はこういう考えを持っていて、予算もつけてこれだけやりますよとなっているんですけれど、それに対する市町村の受け止めと、それから県が別にするやつというのの関係というか、それはどんなのになっている。

〇石田財政課長 ワクチンの接種につきましては、今、市町村が一義的に住民に対するワクチン接種に取り組んでいただいております。

去る4月の終わりに県市町村連携推進会議を 開催した際に、県の26市町村長から、ぜひこの ワクチン接種に係る県の支援をお願いしたい。 特に医療人材の確保ですとか、あとは接種に係る中山間地域とか僻地における接種について、 県の支援を頂きたいという市町村からのお声が ございましたので、今回、緊急対策という形で、 こういう予算に結実している部分もございます。

そういった意味では、今、委員より御指摘いただきましたように、県と市町村の特にワクチン接種について綿密に状況の共有を図りましたり、あるいは必要な支援の分析等を行って、連日、福祉保健部を中心にそういったやり取りをしているところでございます。

それから、御指摘をいただきました県で行う 集団接種の部分と、それから市町村が実施する 個別接種とか集団接種のすみ分け、役割分担と いう点でございます。

まずは、市町村において個別接種、集団接種 を今進めていただいているとこなんですけれど も、県内の地域によっては、なかなか地域の医 療人材の関係等々で厳しいというようなお声が あります。

そういった中で市町村等の要望ですとか地域の実情に沿って、県がそこをサポートしたり、あるいは補完するという全体的な考え方の下、県で集団接種を行うというような方向性で考えております。ここも県は県でこうやって、市町村は市町村でこうやってとならないように、希望する高齢者の方にいち早くワクチン接種が届くようにしっかり連携をして情報共有を図りながら、またどういう観点でやることが県として公平、さらに広域団体としての役割を果たせるかという観点から調整をしていく必要があろうかと考えております。

〇井上委員 国も今、ここには物すごく追い込みをかけているというか、そういう意味で言う

と、ここをきちんとやり遂げることができるか どうかというのは、大変重要なところに来てい ると思うんですね。

この予算で足りるものなのかどうなのか、 ちょっと分からないのは、業種的には医療機関 の中に入っているけれども、そうじゃない人た ちがここにどんどん関わってこないといけない となると、うちの福祉保健部だけで、それの対 応ができるのかという問題点と、国はそういう 意味で言うと、法的なところはクリアしてくる と思うんですけれども、その辺りを県がきちん とやれるのか。あと市町村との関係をうまくや れるのか。

そして、ワクチンの取扱いの方法とかも含めて、今回の補正で上がっている事業所分全体が、 今後のワクチン接種も含めてコロナ対策の大きな部分を占めているので、ここがきちんとやれるかどうか。そのメッセージをまたきちんと出せるのかどうかというのが、大変重要になってきているのではないかなと思うんですよね。

今回の事業そのものの一つ一つは大変重要な 事業なので、これを政策的なこととして県がど れだけメッセージできて、市町村がそれに答え 得るような体制を持っているのかというのが、 ちょっと気がかかりなんですけれど、その辺り は。

〇石田財政課長 御指摘いただきましたように、 国、県、それから市町村がそれぞれ役割を果た していくことが大事だろうと思っております。

一点には、まず医師だけでなくて接種に係る 人材というところで、歯科医師ですとか、また それ以外の師業の方といった検討も国のほうで 行われております。

委員のおっしゃったように、国にはそこの法 令の基準ですとか、そういったものを特例的に 認めていただいて、そこをしっかり県市町村で 対応していく。今回の予算でお願いしておりま す中でも、県の歯科医師会、あるいは薬剤師会 との関係団体とも連携をして進めていくための 予算もお願いしているところであります。

これが国のほうで、順次拡充されていけば、 それにしっかりキャッチアップをして対応して いくことが必要ですし、また国と市町村とをつ なぐ県の役割として、おっしゃったように広域 団体としての役割、それからそういった部分を しっかりサポートしていく役割というのが非常 に大事だと思っております。

福祉保健部を中心にワクチン接種に係る市町村支援班というところ、それから日隈副知事をトップとする特命チームというところで、順次体制を強化しているところであります。

また、市町村からの御意見もしっかりお伺いをして、そういった体制を整えていきますのと、こういった一旦の予算措置を今回本議会でお願いしておりますが、さらにそういった分についてどういう形で対応していけるのか、また県民の期待も大変高うございますので、そういったところにしっかり対応していくために、今後もよく情報も取って対応していくことが大事だと考えております。

○井上委員 今は働き方改革とかも一生懸命やられているんですけれど、今回のコロナ対策のことについては、自治体の職員の人たちが大変苦労している。そしていわゆる過労死のレッドラインまで、それを超えている人たちが非常に多いと報道されているわけです。

今回の事業組立ての中で、そういうことについての議論というのは全くなくて、今自治体で雇用されたいという人たちも結構いるわけですから、そういう意味で言うと、そのことについ

ての議論は全くなくて、この状態だったんです か。

〇石田財政課長 今回の中で、おっしゃったように、県でも保健所の保健師ですとか、現場サイドが感染が急拡大しますと業務が大変煩忙になるという現状がございます。

そういった中で自宅療養の方が、例えば100人 とか200人とかになりますと、今保健所の保健師 をはじめとするスタッフが、そういった自宅療 養者にお電話をしたり、直接お伺いをしたり、 問診をしておりますけれども、なかなか追いつ かなかったり、あるいは療養者の方が変異株で 急変するというような話もございますので、今 回の補正の中でもお願いしております自宅療養 者の健康観察ですとか、あるいは食料をお届け するといったところを、例えば関係機関と連携 した形で少しでも現場サイドの保健師の負担を 減らし、どちらかと言うと感染の経路を追った り、本来業務にしっかり対応できるような形で の例えば働き方といいますか、今現場で逼迫し ているそういった労働のリソースを振り向ける ような予算に一つはしているところでございま す。

また、保健所に限らず、市町村も含め、それからこういった県の行政機関も含め、いろんな形で負荷がかかっていることはたしかでございますので、そういったところを全体としてどうサポートしていくか。例えばワクチン接種でもぜひ協力したいといった関係団体の方もいろいろいらっしゃいますので、どういう形で速やかに進めていけるか、よく議論をしてまいりたいと考えております。

〇田口委員 県民からよく聞かれてうまく答え られないところがあるので教えていただきたい のですが、今回県は県独自の非常事態宣言にし ましたが、よく聞かれるのが何で蔓延防止等重 点措置にしなかったんですかと聞かれるんです。 その状況を教えてください。

〇石田財政課長 一つには、県独自の緊急事態 宣言と国の予定している蔓延防止等重点措置が 実行性の面では、ほぼ同じではないかと我々と しては考えています。

と申しますのも、国の蔓延等重点措置の適用 になりますと、飲食店に対する時短要請に関す る部分ですとか、そういったところで強化はさ れる部分はあるんですけれども、宮崎県の場合、 これまでの経験から例えば全県で飲食店に関す る時短要請とか、県民の方への要請等を行って きている中で、ありがたいことに県民の方は御 協力をいただいて沈静化できているところもご ざいます。

例えば飲食店の方で、そういったものを守らずにというか要請に従わず、要請に従わないということも当然権利はあるんだと思いますけれども、そういった部分で実質的に同じ効果があると考えての一つでございます。

もう一点は、国に対する蔓延防止等の要請あるいは国の緊急事態宣言の要請となりますと、 やはり調整等に時間を要するという点がございます。国のほうでも、各都道府県がまず各自治体において対応いただいて、その上で国のほうの措置を発動するかどうか、あるいは国の感染症の審議会、専門家を踏まえた分科会等で分析をした上で指定という段になりますので、そうなりますと、それこそ1週間とか一定の期間がかかる。

さらには要請をしたからといって、県の状況 によっては、実際に指定はされないということ も考えられるといったところで、まず県におい て、ぎゅっと機動的に対応するために、今回緊 急事態宣言ということをお願いしているところ でございます。

国のほうでも、一定の時間がかかるということについては多分2つほどございまして、一つは専門的な知見を図るということが一つと、あとはやはり国のほうにも財源制約がある中で、なかなか全国的にそういったものをかけるのに慎重であられるところもあろうかなと思っております。

ここは我々ももどかしい思いをしているところなんですけれども、やれることをできるだけ速やかに、この感染症というのは本当に1日、2日を争うような対応が迫られるものですから、そういった対応になっているというのが実情でございます。

〇田口委員 今の話ですと、どちらにしても県 民に対する支援額とか支援対象ということは変 わりないと見ていいんですか、県民に対して不 利益はないのか。

○石田財政課長 実質的な不利益はないと考え ております。と申しますのも、時短等に伴う協 力金の支給額等と、それについては基本的には 変わりはないと考えておりますし、むしろ罰則 といいますか、行政罰といいますか、そういっ たところでの厳密な違いはあろうかと思ってお りますが、ただ、感染症対策をしっかり行うと いうことが最終的な目的でございますので、そ ういった意味では、まずそこが大事かなと。

さらに県内でも熊本県ですとか、福岡県みたいにさらに状況が悪化するといった場合には、 当然そこは間断なく、躊躇なくそういった蔓延 防止等措置等あるいは国の緊急事態宣言等について、国に要請を行っていくというのも当然だと思っておりますし、実質的に国と調整等は事前に行っておるところでございますので、そこ はそういった状況に応じて的確に対応していく 必要があると考えております。

〇田口委員 分かりました。

○星原委員 この3ページにある変異株拡大へ の対応の、自宅療養者に対する健康観察体制確 保事業、このような事業があるみたいで、その 最後のほうに食料や生活用品を配布するための 経費と書いてあるんですが、実は以前に地元で おばあちゃんと夫婦、そして子供5人が陽性に なって、それで自宅療養をということだったん ですが、結局この食料や生活用品の配布してく れる人がいないんで、要するに自分の近くのお 店に行く。しかし、コロナに感染したことが分 かっていますから、なかなか買い物に行けない と。違う地域に行って買い物をしているんだけ れども、そういうふうになっちゃうと、今度違 うところにこういう形があるんで、この食料や 生活用品のこういうのを何とかならないのかと 相談を向けられることがあったんです。その時 点ではこういう形のものはなかったんですが。

今改めて、これを見て、こういう形で市町村がやるのかどこかに委託するのかは分かりませんが、今後はやっぱりこういう形で市町村が対応してくれるんですかね。

○石田財政課長 委員の御指摘のとおり、県内でも自宅療養の方が増えておられる中で、例えば食料等を持ってきてくれる親戚の方とか御友人の方がいらっしゃればいいんですけれども、やっぱりなかなか知られたくないですとか、あるいは近所のスーパー等に買いに行くにしても、もう陽性というのが分かっている中で出づらいという、そういった切実な実情の声もございました。そういった中で今回この事業をお願いしているところでございます。

この事業の具体的な運用に当たりましては、

県の保健所がそういった自宅療養者の方を把握しておりますので、例えば民間のAコープさんとか、あるいはクロネコヤマトさんとか、そういったスーパーとか配送業者と連携をしまして、そういった方にほかの方から分からないような形でうまく工夫をして1週間分の食料だとか生活用品だとか、そういったものをお届けするような、罹患されている方の人権ですとかあるいはプライバシーに配慮する形で、こういったものをお届けするような形での仕組みをつくりたいと考えております。

○星原委員 そのときに言われたのが、病院に 入院すると全て対応していただけるのに、住宅 療養だから全て自分たちでそういうことまで、 経費まで負担しなくちゃいけない、そういう相 談だったんです。今回はこういうのができれば、 随分また助かるんじゃないかな、自宅療養でも 安心して。

もう一点が、ついこの前の相談なんですが、 都城市の直接の経営者じゃないので、細かいこ とまでは私も分からないのですが、知り合いか ら電話をもらったんですけれど、スナックで陽 性の人が出たということで、従業員と本人、そ れぞれ検査したら陰性だった。ただ、保健所か ら2週間休んでくださいと言われたと。

だから、今回都城市で22日から10日までですかね、その範囲は入るわけですけれど、この間、5月5日か6日だったと思うんですが、その頃にそういうのがあって、2週間休むと生活が厳しいとこれまでも1年、いろんな形でやってきた上に、それを守る補償みたいなのは何とかならないんですかという相談だったんだけれども、今の時点ではやはり厳しいわねと話はしておったんです。

結局もらい火事と一緒で、その場合は広島か

ら来た人は陽性者で、その人が若い人だったと思うんですけれど、友達と遊んで、その友達が店に来ているわけですよね。入店時はマスクとかちゃんとしているんですけれど、もうその人に感染していたんでしょうね。

だから、今度その関係で店に来ていた人とか、 店の経営者の人たち、みんな検査して陰性だっ たから助かったんだけれども、2週間も店を閉 めなさいという、それに対して何らかのないん ですかということはあったんですが、こういう 事案というのはいろんなところで起きているん じゃないかなと。

要するに、本人がどこかの店から持ってきた 場合と、そうでないのかが分からないで、その 時点ではまだ全て守っていても、実際そこに来 たのを接触者、その店ということで、休みを、 二、三日とか四、五日ならまだいいんですけれ ど、2週間と言われるともう月半分ですから、 これまでも経営がある、お客さんがいない中で 大変なんですよという相談だったんです。

こういうところにも多少何らかの方法が、原因というのがどういう形で陽性者が来たのか、店側の責任なのか、知らずにそういう形で来て、結果としてはそういうことで、ほかの人にはうつってはいなかったけれども、店の人も休みをと言われたということなんですが。これ2週間守るんですが、中には5日とか10日とかという話もあったりするんですけれども、保健所が2週間と言ったのはやっぱり何らかの根拠があるのかなと思うんですが。

そういうのと一緒でやっぱり実際になった人 たちのそういういろんな思い、それぞれに違う と思うんですよね。その辺の対応の仕方をきちっ と県と市町村とか、あるいは県であれば保健所 あたりの説明の中でも、そういう先ほどの買い 物の件も保健所に相談しても何ら回答はもらえ なかったみたいなんです。

やっぱりもう少しその辺の県民の皆さん方が 不安に思っていたり、実際なった方々にそれぞ れで中身が違うと思うんで、ある程度どこにそ ういう相談ごとに乗ってもらえるところに、電 話なりできるような相談コーナーというか、そ ういうのはつくっていないんですかね。

〇石田財政課長 今の委員のお話ですと、まさに県の保健所のほうから、その防疫上といいますか感染症対策の観点からお店に営業を控えていただけませんかというようなことを多分お願いしているんだろうと思います。

そういった部分について、どういった支援ができるか、あるいはおっしゃったきめ細かな相談体制と申しますか、県内でもこれだけ感染者出ている中で、自分が感染していなくてもそういった自分のお店で、そういった感染者が出ておられて、自分は感染防止対策をしていたのに、そういったところに関われる方もいらっしゃると思います。

そういったところについてどういった支援が、 またきめ細かくできるか、そこをまた速やかに 検討してまいりたいと思っております。

相談の関係で申しますと、例えばワクチンの 接種に係る相談のコールセンターですとか、あ るいはこういった事業継続の支援金等に係る相 談窓口等とは整備をしておるんですが、おっ しゃったようないろんな形があろうかと思いま すので、そういったものをどういった形で受け 止めていくのか。あるいは保健所の体制として も、お願いばかりして、なかなかそういった実 情に応じたきめ細かな対応がもしできていない とすれば、そういった体制の強化の部分とか、 相談体制の部分についてもしっかり検討してま いりたいと考えております。

○星原委員 もう一点、今ワクチン接種が始まっているので、全ての県民のワクチン接種が終われば、ある程度収束に近い感じになるのかなと思うんですよね。そうした場合に、多分年内で宮崎県の場合がどこまでいくのかなと思っているのですが。

そういう中で今までコロナとの対策の形で1 年以上たってきている中で、結局発生した事後 のことに対してどうする、飲食業どうするとか 何をどうするとか関連の人たちを、そういう対 応の仕方なんですけれど、今回国文祭なんかで PCR検査をやるという、そういうやっぱり防 疫のほうにもう少し力を入れる。先ほど聞いた らPCR検査1件3,000円ぐらいだというなら、 県外に行って帰ってきた人とか、あるいは感染 者が多い地域から来た県外の人は、なるべくそ ういうことでPCR検査を受けるような方法を、 もう少し積極的に金かけてやったほうがいいの では。

あと事業者あるいは飲食業に対しての補償について、私の周りでも何人か辞めたとか、この1年以上の間にいるわけですけれども、そういう人たちを防ぐためには、こういうPCR検査を――今回の都城市と三股町の施設の関係者2,000名にということなんですけれども――やっぱりもう少し事前にやることができると、より皆さんが安心するんじゃないかなと思うんですよ。

多分、国からの事業が、そういうことにしか 使えないというのがあって、そういう形だとす れば、逆に宮崎県として検査費用に先に場所に よっては、車で来て検査とかやっていますよね。

だから、防疫というか事前の対応にもう少し 力を入れてもいいんじゃないかなとずっと思っ ていたんですが、その辺はどうなんですか。

○石田財政課長 御指摘いただいていますとおり、そういった積極的な医学措置といいますか防疫措置を取っていくことは非常に重要だと思っております。

また、おっしゃったように、徐々にワクチンの接種者が県内でも増えてまいりますので、それに併せてしっかり前向きな事前のそういった措置、あるいは感染症に強い社会制度をどうつくっていくかという視点が非常に大事だろうと思っております。

今回、都城市、三股町で高齢者向けの施設のところに、かなり広範囲にわたる調査あるいは今お願いしております県外往来の、これは我々がビジネスで行く場合に使えますので、広くこういったものを県民の方に使っていただくという中で、さらにどういった形でそういったものを広げていくか、これまでの経験を踏まえて、少し前向きな部分でどう対応できるかというのをしっかりまた考えてまいりたいと思います。

○星原委員 今日、知事も最後に話の中で亡くなられた方の家族の話とか、胸を打たれたような話を受けたんですけれど、そうなる前に、原因というのは――始めが去年3月4日からだったら3か月ぐらいで分からないんならだけど、もう1年以上たっているわけで、そういう中でどういうのが原因だって、これはもうちょっと事前に検査でもいろんなことをやっておけば防げたんじゃないかなと、クラスターまでいかなかったんじゃないかなというようなものもあると私は思うんですよ。

それと我々は人数だけは教えてもらっていますけれど、こういうことで今回のクラスターが発生したというぐらいは報道を通じてでも教えて、関係する人たちが、うちもクラスターと同

じようなことをやっているということであれば、 そういうことで職員なり、社員なりいろんな話 をして、そうならないための努力をそれぞれで してもらうとか。

結局、自粛要請だけは言ってあっても、何が 原因でそうなっているかというあたりを知って、 関係する人たちがやっぱり話の中で、それぞれ の場所で同じようなことをうちでは繰り返さん というようなことまで、もう少しそういう防ぐ 方法についていろいろ研究したり、あるいはや り方を指示したり、指導したり、そこら辺まで いかないと無理なのかなと思いますので、そう いうことも検討していただければと思いますの で、よろしくお願いします。

○石田財政課長 御指摘のとおり、この1年でいろんな知見もたまってきておりますし、おっしゃったようにPCR検査等も民間の参入等で費用が少し低廉になってきたりしておりますので、そういったところをしっかり前向きに捉えてやっていく必要があると思います。ありがとうございます。

○安田副委員長 4月に日向市と東臼杵郡医療 圏内がそれこそ赤圏域ということで、東臼杵郡 内は大変な状況に置かれたんですけれども、日 向市だけが時短営業になって、ほかの周りの門 川町なんかは同じ生活圏内にありながら時短営 業は受けられなかった。福祉保健部のほうで大 分議論はされたというところでありまして、門 川町の飲食業者を連れて町長のほうに要望書を 提出させていただいたんですが、ナイスタイミ ングでこの事業が出てきてよかったなと思って いるんですけれども。

昨年の今頃、事業継続のための給付金か何か が出たですよね、75%削減された事業者に向け て。あれとの兼ね合いで、今度の10万円の補償 は、どのぐらいの事業者が対象になると予想しているのか、分かれば教えてください。

○石田財政課長 今回の事業につきましては、 経済センサス等のデータで県内に中小企業、小 規模事業者の方が大体5万事業者いらっしゃる というものございます。このうち5分の1にな ります1万者の方がこの50%の減収というとこ ろで見込んでおります。

これについても、なかなか正確にどれぐらいがというのは難しいところもあるんですけれども、直近で商工会議所連合会と商工会連合会のほうで事業者のアンケート等を取っていただいておりまして、そういったもののデータを分析しながら、差し当たり今1万者というところで積算をしております。

できるだけ速やかにこういった相談の窓口の 開設と支給を図ってまいりたいと思っておりま すけれども、ちょっと状況を見ながら、また 6 月の定例会等でどういった追加の対策とか、そ ういったのが必要なのか、よく分析をしていく ことが大事かなと思っております。

○安田副委員長 それこそ5月の門川町あたりの要望を町長にした後に、延岡市あたりの団体であったりが出てきたタイミングで、すごく助かった支援金でありますので、本当に困っている業者の方に行き渡るようによろしくお願いを申し上げます。

〇石田財政課長 おっしゃるように、地域の実情に応じた形で、しっかり対応してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

- **〇安田副委員長** ありがとうございます。
- **〇西村委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務部を終了いたします。執行部の皆

様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午後1時2分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に 会を終了いたします。 賛否も含め御意見をお願いいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 特にないようですので、採決を 行います。

採決につきましては議案ごとがよろしいか、 一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、一括して採決いたし ます。

議案第1号、第2号及び報告第1号につきま しては、原案のとおり可決または承認すること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 異議なしと認めます。よって、 議案第1号、第2号及び報告第1号につきまし ては、原案のとおり可決または承認とすべきも のと決定をいたしました。

次に委員長報告骨子案についてであります。 委員長報告の項目及び内容について御意見をお 願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副 委員長に御一任いただくことで御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、そのようにさせてい ただきます。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 ないようですので、本日の委員

午後1時4分閉会

署名

総務政策常任委員会委員長 西村 賢